

令和5年4月1日施行

利根町みんなのまち基本条例 (利根町自治基本条例)

～町民主体のまちづくり～



利根町

利根町みんなのまち基本条例ってなに？

POINT

まちづくりの基本的な考え方や町政運営の基本的なルールを定めた条例です。

利根町みんなのまち基本条例は、まちづくりの基本的な考え方や町政運営の基本的なルールを定めたものです。一般的には「〇〇町自治基本条例」や「〇〇市まちづくり基本条例」といった名称で制定されていますが、本町では、より町民に親しみやすく、分かりやすい条例にしたいとの考えから、条例の名称を「利根町みんなのまち基本条例」としています。

なぜ、利根町みんなのまち基本条例が必要なのです？

POINT

公共サービスを維持し、持続可能なものとするためには、これまで以上に町民と町（行政および議会）が連携・協力してまちづくりを進めることが重要です。

近年、ライフスタイルや価値観の多様化等により、本町を取り巻く社会環境は大きく変化する中、町民一人ひとりが必要とする公共サービスの内容は多様化しています。また一方で、税収の減少、社会保障費の増大等、本町の財政状況は厳しさを増しています。今後、これらの課題を解決していくためには、「町民・議会・行政」がそれぞれの役割を担いながら協働してまちづくりに取り組むことが大切となります。

このため、まちづくりに携わる「町民・議会・行政」が協働してまちづくりを行うための基本的な考え方やルールを定めた条例として、「利根町みんなのまち基本条例」を制定しました。

この条例を制定すると、どんな効果があるの？

POINT①

町民の多様な参加の機会を提供し、町民参加が進むことで、協働によるまちづくりを推進します。

この条例には、まちづくりへの町民の参加について規定されています。これにより、町民の多様な参加の機会が提供され、町政への意見反映が期待されます。また、町民の参加が進むことにより、協働によるまちづくりの推進につながります。

POINT②

町（行政および議会）の意識改革につながります。

協働によるまちづくりを実現するため、「町民・議会・行政」それぞれが果たすべき役割や責務等について定めています。

町（行政および議会）は、町民に対する説明責任や町民に分かりやすい情報提供を心掛けることにより、協働によるまちづくりの推進に向けた意識改革が図られます。

POINT③

町政運営の基本方針が継続されます。

今後、町長や議会の構成が変わっても、この条例で町政運営の基本的なルールを明文化することにより、継続的に協働によるまちづくりに取り組む姿勢を確認できます。

利根町みんなのまち基本 条例に規定する基本理念

①町民の参加を基本として、町の運営が行われること。

協働によるまちづくりを推進する上では、まちづくりに町民が参加することが重要です。町は町民が参加しやすい環境づくりに努め、町民の参加を基本とした町の運営を行うことを定めています。

町民の力を積極的にまちづくりに活かすため、町民と共通の視点で協働していく姿勢を持ち、町民が活動しやすいような仕組みが必要です。

②町に関する情報を共有すること。

協働によるまちづくりの参加を基本とします。

しかし、「情報なければ」があるように、町民に対して共有されなければ、町民は参加できません。そのため、情報項目として定めています。

③町民・町（行政および議会）が、互いに尊重し、理解を深め、信頼関係を構築すること。

を推進する上では、町民が参加し、町政に関する情報が主体的な参加には至り、情報を共有することを基本事項とします。

③町民・町（行政および議会）が、互いに尊重し、理解を深め、信頼関係を構築すること。

「町民・議会・行政」には、それぞれの役割があります。

協働においては、それぞれが互いの役割を理解し、尊重し、信頼関係を構築することが重要であり、これを基本とすることを定めています。



“参加”の第一歩は、情報を共有するところから！

POINT

協働によるまちづくりにおいては、町民の主体的な参加が重要であり、その参加の前提となるのは、町と町民が情報を共有することです。このことは、この条例の「基本理念」にも基本事項として掲げられています。

町民は、自らがまちづくりの主体であるとの認識のもと、町が行う情報の提供について、積極的に情報を受け取るよう努めることが求められます。



町が行う情報提供・情報発信

CHECK

『広報とね』や回覧を読んでみよう



町で毎月配布している『広報とね』や回覧には、イベント開催情報、町で活動する方の紹介記事など、町からのお知らせに限らず、町に関する様々な情報が掲載されています。

出前講座などで直接話を聞こう



行政職員が、地域のみなさんの要望に応じて出向き、分かりやすく説明を行います。

町政に関する多彩な分野から、出前講座メニューをご用意しています。

ホームページで町に関する最新情報や詳細情報をチェック



町公式ホームページでは、町に関する最新情報や広報紙などでは伝えきれない詳細な情報を発信しています。

また、『利根町行政アプリ』もご活用ください。

ほかにも、防災無線や情報メール、SNSを活用した情報発信など、町では様々な方法により積極的な情報発信・情報提供を行っています。



“協働”の第一歩は、まちづくりへの参加から！

POINT

この条例では、町民には「まちづくりへ参加する権利」があり、町は「多様な参加の機会を提供すること」が規定されています。これらの規定により、町民参加が推進されることで、この条例の目的である「協働によるまちづくり」につながります。



町に意見を直接伝える“参加”

CHECK

町の審議会や委員会等へ公募委員として参加しよう



町の審議会や委員会などは、その構成員の一部を公募より選任するよう努めることとしています。

パブリックコメント(意見公募)に、意見を出してみよう



町の重要な条例、計画策定などの際には、広く町民から意見を募るためのパブリックコメント(意見公募)を実施します。



身近なまちづくりへの“参加”

CHECK

町のイベントや地域行事への参加



町に関心を持って、自分の出来る範囲でまちづくりに関わることが、“参加”であり、「協働」につながっていきます。

ボランティア活動(子どもの通学路や高齢者の見守り等)へ参加



町が実施する住民アンケートに答える





「町民・議会・行政」の「協働によるまちづくり」

POINT

町民のまちづくりへの参加を推進することで、「協働によるまちづくり」へとつなげていきます。

協働においては、協働の主体となる「町民・議会・行政」が、まちづくりにおけるそれぞれの役割と責務に基づき、互いに情報を共有し、信頼関係を構築することが重要です。



まちづくりにおける町民・議会・行政それぞれの役割と責務

CHECK

町民

- まちづくりへ参加する権利
- 町政の情報を知る権利
- 町民一人ひとりがまちづくりの主体であるという意識
- 責任ある発言と行動

基本理念

協働によるまちづくり

- 町民参加を基本とした町政運営
- 情報共有
- 町民と町の信頼関係の構築

行政

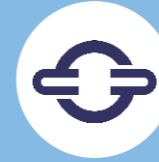
- 総合的かつ計画的な町政運営
- 公平かつ適正な事務の執行
- 説明責任

議会

- 町的意思決定
- 行政の監視
- 公正かつ開かれた議会運営



利根町みんなのまち基本条例



とねまち

「利根町みんなのまち基本条例」について、おさらいしてみましょう！



とねまち

この条例でまちづくりの基本的なルールを定めたんだよね！

その基本的なルールの1つとして「町民参加を基本とした町の運営」を規定しています。



とねまち

まずは町に関心を持って、自分の身近なことから“参加”することが大事なんだよね！

そして、皆さんの一人ひとりの“参加”によって“協働”につながっていきます。



とねまち

あれ？“協働”ってなんだっけ

「町民・議会・行政」が、目的を共有し、それぞれの役割及び責任に基づき、互いに尊重し、対等な立場で協力することです。

つまり・・・みんな一緒に頑張ろうってことだね🎵



とねまち

うん、少し理解できた気がする！
この条例のことをもっと知るにはどうしたらいい？

この条例の解説を記載した「逐条解説」を町公式ホームページで公開しています。ぜひご覧ください！



利根町みんなのまち基本条例 構成図

前文

第1章 総則

第1条 目的 第2条 条例の位置付け 第3条 定義

第2章 基本理念

第4条 基本理念

第3章 まちづくりの担い手

第1節 町民

第5条 町民の権利
第6条 町民の役割と責務

第2節 子ども

第7条 子どものまちづくりへの参加

第3節 議会

第8条 議会の役割と責任
第9条 議員の役割と責務

第4節 行政

第10条 町長の役割と責務
第11条 行政の役割と責任
第12条 職員の役割と責務

第4章 情報共有

第13条 情報共有 第14条 個人情報保護

第5章 参加と協働

第1節 参加

第15条 参加の機会
第16条 参加のための環境づくり
第17条 附属機関等への参加

第18条 パブリックコメント
第19条 意見への対応
第20条 住民投票

第2節 協働

第21条 協働の推進
第22条 目的の共有

第23条 協働のための学習支援
第24条 協働におけるそれぞれの役割

第6章 町政運営

第25条 総合振興計画
第26条 男女共同参画の推進
第27条 子育て・子育て及び教育の推進
第28条 健康の推進

第29条 財政運営
第30条 行政評価
第31条 説明責任
第32条 危機管理

第7章 国、県及びその他地方公共団体との連携及び協力

第33条 国、県及びその他地方公共団体との連携及び協力

第8章 条例の普及啓発及び見直し

第34条 条例の普及啓発及び推進 第35条 条例の見直し

『利根町みんなのまち基本条例』の条文・逐条解説は町公式ホームページで公開しています。右のQRコードからご覧ください。

利根町役場 政策企画課 地域振興係

〒300-1696 茨城県北相馬郡利根町布川841-1

TEL:0297-68-2211(代表)

E-mail:chiiki@town.tone.lg.jp



利根町みんなのまち基本条例
(利根町自治基本条例)について